

令和7年度

第1回 福島県消費生活審議会

第1回 福島県消費者教育推進地域協議会

議事録

令和7年10月31日（金）開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和7年10月31日(金)

午前10時00分 開会

午後 0時05分 閉会

2 場 所 福島県消費生活課センター研修室

3 出席委員 福島県消費生活審議会委員 14名

消費者教育推進地域協議会委員 15名

福島県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者	中里 真	福島大学准教授	出席
	加藤 亮	会津大学短期大学部講師	オンライン
	鎌田 真理子	医療創生大学教授	オンライン
法曹関係者	松本 晋平	司法書士	オンライン
	伊藤 龍太	弁護士	オンライン
	吉野 秀信	弁護士	出席
消費者団体 NPO	菅野 優子	福島県生活協同組合連合会理事	出席
	北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会副会長	出席
	和田 秀子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	欠席
消費者代表	氏居 俊夫	(公募委員)	出席
	後藤 江美子	(公募委員)	出席
事業者団体	金子 市夫	福島県商工会連合会専務理事	出席
	伴 多恵子	株式会社ヨークベニマル 営業企画室 総括マネジャー	オンライン
	佐藤 佳代子	J A福島女性部協議会会長	欠席
	根本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	オンライン
	松本 晴美	福島県商工会議所女性会連合会副会長	オンライン
福祉関係者	佐藤 正紀	福島県社会福祉協議会地域福祉課 自立支援課長	欠席
	安部 正夫	福島県民生児童委員協議会副会長	欠席
学校・教職員	加藤 広明	福島市立西根中学校長	出席
	加藤 香洋	福島県立川俣高等学校長	欠席

4 事務局

生活環境部政策監	佐藤 司
消費生活課長	佐藤 敏行
主幹兼副課長	千葉 弘信
主幹	荒川 麻知子
副課長兼主任主査	鈴木 明子
主任主査	武田 真一
主査	三瓶 雄介
消費者教育コーディネーター	根本 弓月

5 議題

- (1) 第2期福島県消費者基本計画の素案について

6 概要

(開会 午前10時00分)

消費生活課 千葉主幹兼副課長

定刻となりましたので、ただいまより、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。本日、司会を務めさせていただきます、県消費生活課主幹兼副課長の千葉でございます。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」によりまして、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了解願います。

はじめに、福島県生活環境部政策監の佐藤より、御挨拶を申し上げます。

生活環境部 佐藤政策監

令和7年度第1回福島県消費生活審議会及び第1回福島県消費者教育推進地域協議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、オンラインで御参加いただいている皆様を含めまして、御出席をいただきましてありがとうございます。

また、日頃より本県の消費者行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、県では、総合的かつ計画的に消費者施策を推進するため、令和4年に福島県消費者基本計画を策定し、各種施策に取り組んでまいりましたが、消費者を取り巻く環境は急速な変化が見られるところでございます。

近年、高齢化の進行に伴い、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が深刻

さを増しており、本県でも令和6年度に県消費生活センターに寄せられた相談の当事者のうち、60歳以上の割合が4割を超えております。

また、県内におけるなりすまし詐欺の被害が件数、被害額ともに増加の一途をたどっており、特に65歳以上の高齢者の被害が約5割を占めるなど、悪質、巧妙な手口により消費者被害に巻き込まれるリスクが高まっていることから、地域における見守り体制の強化等が喫緊の課題となっております。

また、デジタル化の進展により、商品、サービスの広告や提供の方法などが多様化することで、消費者の利便性が向上する一方、新たな消費者トラブルが顕在化しており、あらゆる世代に対して自立した消費者としての知識を身に付けるための消費者教育の重要性も増しております。

このほか、持続可能な社会の実現に向けた消費者の行動変容を促す取組や、本県特有の課題である震災、原子力災害からの復興における風評・風化対策につきましても、これまで以上に推進する必要がございます。

これらの状況を踏まえまして、令和7年度で計画期間の最終年度を迎える福島県消費者基本計画を改定し、今後取り組むべき消費者施策を強力に推進していきたいと考えております。

本日は、昨年度書面で御審議をいただきました骨子案を基に作成した次期福島県消費者基本計画の素案につきまして御説明を申し上げます。

県民の消費生活の安定及び向上に資する基本計画となるよう、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

ここで、今年度9月17日付けで新たに福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会の委員となりました3名の委員の皆様を御紹介いたします。

福島県生活協同組合連合会の 菅野 優子 委員

続いてJ A福島女性部協議会の 佐藤 佳代子 委員、本日は欠席でございます。

福島県商工会議所女性会連合会の 松本 晴美 委員、本日オンラインで出席されております。

なお、菅野委員におかれましては、会長からの御指名により、苦情処理部会委員も兼ねていただきますので、御了承願います。

本日はオンライン併用での開催となります。

審議会、協議会、両委員となられておられる、加藤 亮 委員、松本 智幸 委員、伊藤 龍太 委員、伴 多恵子 委員、根本 誠三郎 委員、松本 晴美 委員、のほか、これから参加予定の、鎌田 真理子 委員、以上の7名の委員の皆様がオンラインでの参加となります。

なお本日、所用によりまして、両委員となっております和田 秀子 委員、

佐藤 佳代子 委員、協議会委員となっております佐藤 正紀 委員、
安部 正夫 委員、加藤 香洋 委員は欠席でございます。

また、事務局職員につきましては、御手元の出席者名簿のとおりとなっております。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。御手元の配付資料を御覧ください。資料は、資料1から資料3までとなっております。

本日の会議のうち、会議開催の定足数が設けられております審議会につきまして、委員16名のうち、現時点、出席者13名で定足数に達しておりますので、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。進行につきましては、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条」によりまして、「会長は審議会の会議の議長となる」と定められておりますので、中里会長に議長をお願いします。

中里会長

それでは昨年に引き続きまして、議長を務めたいと思います。円滑な議事運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、県知事から当審議会への諮問を受けました、「第2期福島県消費者基本計画の素案について」でございます。令和8年度から令和12年度までの5か年の計画ということで、皆様には、それぞれの立場から、御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、議事録署名人の指名を行いたいと思います。議長からの指名で御異議ございませんか。

(各委員から異議なし)

中里会長

御異議ないと認めます。それでは、氏居 俊夫 委員と、金子 市夫 委員を議事録署名人に指名いたします。

続きまして議題に入ります。「第2期福島県消費者基本計画の素案について」でございます。事務局より、まずは基本計画素案の第3まで説明を頂きます。

消費生活課 佐藤課長及び三瓶主査

(資料1、2により第2期福島県消費者基本計画素案の「第1 計画の基本的な考え方」、「第2 消費者を取り巻く現状と環境」、「第3 基本理念」について説明)

中里会長

事務局から資料に基づいて、詳細に説明をいただきました。

少し整理させていただきますと、今説明いただいた資料1の第1(計画の基本的な考え方)は、どのような条例・法律に基づいてこの計画が立てられているのかなどの説明となります。

資料3が、令和7年3月に閣議決定された国の第5期消費者基本計画の概要であります。例えばパラダイムシフトの必要性など、国の計画も踏まえて、県の計画も変えていると伺っております。

第2の「消費者を取り巻く現状と課題」は、主にこの基本計画に関係する部分ということなので、県内の状況を意識しながら、しかし全体的には日本全体の消費者を取り巻く状況について、こういった課題があるということを御説明いただいたと理解しております。

17ページ以降の「福島県における消費生活相談の現状」は、まさに県内の実際に起きている消費者トラブルについてデータを用いて説明しております。

こうした前提を踏まえて、この計画の基本理念として、どのような方向性で計画を作っていくかということに記載いただいたのが、第3の23ページ以降になります。ページ数が多く、自分の中に落とし込むのに時間が掛かるかもしれませんが、御関心をお寄せいただいた部分、こうした方がいいのではないかと御意見、御質問などございましたら、御発言をいただきたいと思います。

金子委員

大変きめ細やかという印象を受けまして、すばらしいなと思ったのですが、1点だけ、デジタルリテラシーという言葉がぴんとこない。技術なのか理念なのかモラルなのか何だかよく分からない。

今巷で頻繁に使われていますけれども、これだけ少し気になりましたので、意見させていただきました。

消費生活課 佐藤課長

デジタルリテラシーについては、デジタルの分野に関する必要な知識を身につけて、その上で正しい判断ができるようにとの意味合いで使っておりましたが、御指摘のように、確かにいきなりそういう言葉を出したときに、理解しにくいところもあると思いますので、表現の仕方ですとか、解説を加えるなど工夫して、誰が見ても御理解いただけるよう考えていきたいと思っています。

中里会長

御意見ありがとうございます。そのほか、気になられた点などございませんでしょうか。

後藤委員

全体的には分かりやすく、情勢分析も、変化というのは分かりましたが、全国的な分析に加え、福島県の特徴的な状況については、端々では出てきますが、全ての項目にわたっては出てきていないので、この後の施策の議論にもなっていくかと思うのですけれども、もう少し福島の現状に触れていただけると、施策との関係、マッチングが分かりやすいのではないかと感じました。

中里会長

1点確認をさせていただきたいのですが、福島の消費生活相談の状況は、第2の「2 福島県における消費生活相談の現状」というところで説明いただいたと思うのですが、今御指摘いただいたのは、「1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化」のところ、もう少し県の状況と合わせてほしいということでしょうか。この点、(事務局として)何かございますか。

消費生活課 佐藤課長

確かに、第2の1の消費者を取り巻く経済・社会環境の変化のところで、現状と課題を説明する際に、全国的なトレンドや、本県における状況、あるいは両方に共通するものなど、これらを分けて記述することは難しいところがあります。

この後、後段の第4から「施策の展開」で、実際にこの現状と課題を踏まえてどのような施策を展開していくのかというところで改めて現状、課題がどうなっていて、県として、どのようなことに取り組むのかということを書いていくところがありますので、例えばその部分で、県の現状、課題をどう捉えているのかを明確にしていければと思います。まだ十分ではないところもあるかと思いますが、今いただいた御指摘を踏まえて、見直すべきところは見直したいと考えております。

中里会長

計画書全体を御覧いただいて、という作成方針だというお答えと受け止めました。

まず、冒頭から、全国的な傾向と、県内の状況にも少し触れながら、気にしていくべき消費者政策を考えていくと、そして、実際に県内でこういった相談があつてということを確認していただいた上で、計画では、現状こういう課題があつて、こういう対策をしていきたい、というような説明に移っていくということなので、その辺りも踏まえてまた御意見いただければと思います。

加藤（広）委員

中身につきまして、統一されているとよいのではと思ったところがいくつかありました。3ページの書き出しが「県の高齢者率は」ということで「県」というスタートになっているのですが、随所に「県で」というのはあるのですけれども、13ページ、原発のところについては、例えば2行目、「本県では」のほか、「また、本県では」、「加えて～本県」という、県なのか本県なのか、使い方を統一されていた方が読んですっきりするかと思いました。

細かいところを最初に言ってしまうと、10ページの3行目の経済産業省の令和「6」年のところのサイズが小さいので、それを大きなサイズにいただけたらよいのではというところや、15ページに、上の方に「デジタルリテラシー等を身に付ける」の「身に付ける」という表記がここだけは漢字で、9ページや38ページ、40ページの表記と違っているので、合わせていただくとよいのではと思いました。

3ページに戻って、上から6行目のところに、「被害に遭っても身近に相談できず」というのがありますが、表現的な細かいことで申し訳ないですが、「身近に相談できる相手がおらず」などとした方が分かりやすいのでは、ということや、その部分の表記は高齢者の単身世帯について書いてあつて、そのあと「また、障がいのある方についても」と書いてあるのですが、「また」から下の3行目のところで「このように」ということでまとめるのであれば、高齢化の進展や単身世帯の増加というものの後に、「人口減少に伴う地域のコミュニティの弱体化といった社会的要因」というのがありますが、人口減少に伴うものの表記と、障がい者の在り方についての内容が一致していないので、どちらかに合わせる必要がある

かと思いました。

ここはお聞きしたいところなのですが、これは消費者教育、消費者に対するものなので、生産者に対してはどうなのかなというところなのですが、その具体的なものとして、原発事故に伴う風評被害というのは、生産者側が被害を受けているのか、消費者にとっての風評被害とはどう捉えるのか。また、風化というのは、風化されて、「福島県のものについてはもう大丈夫だよ」となったら、風化された方がよいのではという視点もあるのですよね。風化というよりは、この中でいくと、前の誤解の状態が継続されている「福島県のは危ない、危険だ」、それがアップデートされないままいつてしまう方が、よくないと思うのですが、よくないのは、生産者側が困るのか、消費者にとってはそれはどう捉えたらいいのか、その辺の書きぶりはこのままでよいのだろうかと感じました。

中里会長

表記揺れの部分は、御指摘のとおりかと思いますが、1 番最後に大きな課題もいただきましたので、あわせて事務局からお答えいただければと思います。

消費生活課 佐藤課長

御指摘ありがとうございます。素案の段階で、修正すべき点がまだ直し切れていないところがありまして、そのような状態でお出ししてしまって大変申し訳ございませんが、しっかり精査して、修正すべきところを修正してまいりたいと考えております。

風評についてですが、御指摘のとおり、実害を受けているのは消費者というよりは生産されている方ですとか、販売されている方かと思いますが、ここで申し上げたいのは、消費者の方に正しく理解していただくことの必要性和、それによって、風評を払拭していきたいということとして、御指摘を踏まえて、改めてどのような書き方が適切かということを検討させていただきたいと思います。

それから風化についてですが、今御指摘いただいたことも踏まえて、よりよい表現を考えたいと思います。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

食の安全・安心の確保の御指摘、誠にありがとうございます。

確かに生産者の方は、これまで15年間、様々な風評被害に遭われており、やはり必要なのは、全国の消費者の皆さんに対しての風評払拭ということで、正しいデータを発信し続けるということと、それから後段第4の施策にも出てくるのですが、その安全なデータを安心に変えるという取組、これをしっかりやって風評をなくしていくということ。

それから、福島県特有の事情で言いますと、最近福島県浜通り中心に、移住者の方も非常に増えてきました。震災から15年経って、消費者の皆さんも、我々の世代ですと15年前の記憶というのが鮮明なのですが、県外から新たに來られた方とか、若い世代の方、学生含め、15年前の記憶というのがあまりなくてイメージが先行してしまう傾向があるので、データなどをしっかりアップデートすることが必要であると考えます。

また、風化については、今も福島県内、流通している食品というものはしっかり放射能検

査をしているのですけれども、それを知らない人が全国でも65%ぐらいいらっしゃるという現実がございますので、引き続き、発信していくことが大事かと思います。第4の施策の方にしっかり盛り込んでいければと思います。

加藤（広）委員

震災を忘れないということは、非常に大事な側面だと思うのですが、食の面で、福島県のもはもう安全ですということが、震災によってこんなことがあったということを風化させないという意味合いになったらまずいと思うので、もう安全になったというのであれば、風化というよりは、そういうことがあったことを継続的に発信していくとか、何か別な表現にされた方が、分かりやすいのではと思うところがありました。

中里会長

議長の職を少し超えて申し上げると、この計画の当初は県民に対して、消費者に対して、実際に出回っている農産物などは、このような施策を行っているので安心です、安全性を認識した上で、県内のものも利用してくださいという側面もあったのかと思います。これが反射的に、生産者の方のサポートにもつながるというところがあったのだと思うのですが、今事務局からも説明ありましたとおり、県内の当初からいる方は大分それが分かってきて、そうすると生産者の方への対策に徐々にシフトしているというところがあって、それが計画の中になかなかうまく混在して表れていないといえますか、どちらがどちらか分からないというところになるのかと思います。

後ろの方を拝見しますと、県外の消費者に対して、どのような施策を行うかというものが書かれていましたので、広く県が行う消費者施策、基本計画という意味では、県内の消費者に対して、県外の消費者に対して、こういった施策を打っていくと読み込めるのではと思いますので、この食の安全・安心の確保の趣旨は、お認めいただいたところで、あとは書きぶりをもう少しアップデートしていただく必要があるかと感じました。

そのほかはいかがでしょうか。取り急ぎの御意見がなければ、次に議題を進めさせていただきたいと思います。

では続きまして、消費者基本計画第4から第5まで説明いただいて、また質疑を受けたいと思います。説明は事務局からお願いいたします。

消費生活課 佐藤課長及び三瓶主査

（資料1、2により第2期福島県消費者基本計画素案の「第4 施策の展開」、「第5 計画の推進体制と進行管理」、「附属資料」について説明）

中里会長

かなり細かく計画を立てていただいたことが分かりますが、ただいまいただいた説明に対して、皆様から御質問、御意見ございましたら発言をいただきたいと思います。

金子委員

細かい点になりますが、34ページの指標と39ページの指標なのですが、第三者認証GAP（等を取得した経営体数）の目標値が現況値からいきなり1,000も増えることに

よっと驚きなのですが、具体的にどのように決めたのでしょうか。また、HACCPの指標も現況値では24.3%しかないのに100%を目指すとしたのはなぜか。1番下の生鮮食料品（の適正表示率）は100%を目指すのは分かりやすいのですが。

39ページでは、下の2つの指標。倍以上にするとしており、ほかの目標値よりも突出しているものですから、疑問を持ちます。その理由などを教えていただければと思います。

消費生活課 三瓶主査

まず34ページのGAPの経営体数、HACCPの導入状況については、食品を担当する部署に照会をかけて目標値を掲げましたが、目標値の根拠までは確認していなかったため、改めて確認し、後日御説明いたします。

39ページの消費者行政職員の研修参加率の根拠についても、80%以上とする理由は把握できていないため、こちらも後日確認し、回答させていただきます。

北原委員

指標について、現況値が、実数で書いてあるところと、パーセントで書かれているところがあるので、もしパーセントを用いたいのであれば、何件で何%とすると分かりやすいのではと思いました。

あとは41ページの指標ですが、1番下、消費生活に関する出前講座の実施回数のところに見守り者とあり、後ろのページにも若年層、高齢者、見守り者など、細かく書いてありますが、この見守り者とは、具体的にどのような方なのか教えていただきたいと思います。

中里会長

2点ですね。パーセントで書かれているけれども実数で示せる可能性があるところもパーセントで示しているのではないかということも含まれていますか。

後者は見守り者の具体的な意味についてということでございます。

消費生活課 佐藤課長

現況値の書き方、パーセントの表示の関係ですが、表示の仕方の工夫はさせていただきたいと思います。

41ページの指標、出前講座の実施回数の見守り者ですが、例えば福祉の関係の方、社協の方、民生委員の方ですとか、身近で高齢者の方と接する機会のある方に向けての出前講座というイメージです。

中里会長

ただいまのパーセンテージの部分は、例えば28ページのあっせん解決率はパーセントでしか示せないと思いますので、そのようなものではなく、実数でも可能などを御検討いただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

後藤委員

2点あるのですけれども、35ページの市町村消費者安全確保地域協議会設置数というのも、目標が高いのは大変よいと思うのですけれども、この団体をうまくいかしていくことが非常に大事だと感じていて、今、話になった41ページの消費生活に関する出前講座の

実施回数の見守り者という部分で、この団体に参加する事業者であるとか、消費者団体などに対して、出前講座を意識的にすることによって、見守っていく人たちの意識を高められるのではないかと思ったので、施策としては（「地域での見守り体制の整備」と「消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止」に）分かれて記載されているのですが、一致するところがあるような気がするので、調整して何か書いていただけるとよいのではないかと思ったのが1点と、42ページのインスタグラムの消費生活課公式アカウントについてですが、ビュー数に変えるかもしれないという話だったのですが、まさしくこれは、若年層に見ていただけるものになると私は思うのです。中身、写真や動画が重要で、どのように消費生活課の皆さんが作るか楽しみなのですけれども、出前講座だけでは限度があると思いますので、個人に対して興味関心を引くようなものをいかに作って、消費者被害を減らしていくかということが非常に重要と思ったのと、この公式アカウントをどれだけ多くのところに露出するかということも非常に重要かと思うので、事業体とか、消費者団体、学校などのホームページや様々なところ、SNS等々にも連携していただいて、幅広く見てもらう工夫が必要かと思いました。

中里会長

御質問というより御意見として承ってよろしいですか。

事務局から何かあれば。

消費生活課 佐藤課長

まず1点目です。消費者安全確保地域協議会の関係ですが、現状、6市町が設置をして、今年度も働きかけにより、設置に向けた動きもありまして、増えていく見通しです。

協議会設置の働きかけに加えまして、それに関与する方々に対しても、見守りをされる方向けの研修等も協議会で取り組んでおります。

41ページの出前講座に加えて、協議会向けにも見守りの方の知識を高めていく取組も引き続き行っていきたいと考えております。

42ページのインスタグラムですが、今年度から実施しておりますのは、エシカル消費に関するインスタグラムであります。御指摘のように若年者にしっかり届くような内容を心がけて、若年者に見ていただけるものを工夫しながら発信しているところで、今400以上はフォロワーがおりますので、引き続き、様々な場面でこのアカウントの存在を知っていただいて、また内容も充実させていきたいと考えております。

中里会長

そのほかいかがでしょうか。

氏居委員

見守り隊の具体的な話が出てきているのですが、現に私は見守り隊の一員であります。民生委員という立場としてです。研修は年に1回程度、新人が入った場合に実施しています。実施主体は社会福祉協議会です。私も消費者の立場で勉強会をやっていますから、そういう形で年1回、見守り隊などに関する話をしています。

それから、見守り隊をやっているのですが、高齢者が高齢者を見守っているという現状を、もう少し表面に出していただきたいのです。若い人がまずいない。私たちのメンバー、今私の地区は15、16人でやっていますが、全員65歳以上です。それを行政がどう考えておられるのか。

厚労大臣からの委嘱状、それから市長の委嘱状をいただいておりますが、高齢者が高齢者を見守っているという形が、私も高齢者ですから、行って「元気かい」というのは最近つらくなってきた。夏の暑い日に回って、「大変だね」と逆にこちらが見守られるというのが現状なのですよね。ですから、この中に見守り隊の話があるのであれば、(見守る側が)高齢者になってきているという現状を、もう少し出してほしいのですが。

消費生活課 佐藤課長

今の御指摘を踏まえまして、記載の方も工夫し、考えていきたいと思っております。御指摘のように、これからますます、見守りの体制というのが重要になってまいりますので、私どもも、行政、警察、福祉、様々な関係の機関、それから事業者の方など、高齢者と接する機会のある方たちにも声掛けをして、参加の輪を広げて、高齢の方が高齢者を見守るだけではなく、様々な主体が関わりを持って、その体制を強化できるように考えていきたいと思っております。

加藤(広)委員

施策に関してなのですが、たくさん掲げていただいているのですが、よく見えないところは、これは掲げたらすべてできる予算がもう付いているのか。予算の裏付けがよく見えなかったり、今このような現況、数値となっているが、これまでどの程度の予算を使ってやってきたかということや、実際、目標とすることに取り組むに当たって、お金を増やすのか、どのようにやるのか、それが見えないのですよね。ブラックボックスになっているというか、ここにこのくらい予算を充てますとか、12年まで予算が付きますとか、それともこれから折衝しますとか、それもよく分からないので、予算を伴うところも見えたら、具体性が増すのではないかと感じました。

あと先ほど生産者と消費者のことをお話したのですが、食品ロスに関しても、消費者がロスしないように努力するというのもあるのですが、やはり生産者が、供給過多になっていないかと。どんどん作って、作って余ったものは、全部処分しますという対応であるので、生産者に対してはここがやるのかどうか分からないのですが、両方両輪でやっていかないと、そういったものは進まないのでは、と思います。

消費生活課 佐藤課長

予算につきましては、毎年度、予算を確保していかなければいけないので、この計画の期間の5年間にわたって、すべて予算を確保できているということではございません。

ただ、当然ここに書く以上は、しっかり実現できるように予算の確保に努めていきたいと考えております。

食品ロス等の話ですが、確かに消費者に対しての働きかけも重要ですし、事業者の方も、

当然意識の変革ということが必要になってまいります。消費者だけでは解決できませんので、様々な主体が連携をして、共創、「共に創る」ということをキーワードとして、しっかり実効性を高めていくように取り組んでいきたいと考えております。

中里会長

オンラインから鎌田先生が手を挙げていらっしゃるので、御発言をいただきたいと思えます。

鎌田委員

話題に上っていた消費者安全確保地域協議会なのですが、見守りという言葉を使うがゆえに、福祉関係者から誤解を受けておりまして、拡大をしていないように思われています。と言いますのは、見守りというキーワードは、社会福祉協議会の高齢者見守りでも使いますし、警察関係でも、消費者問題等を取り扱う会議でも見守りという言葉を使い、あるいは、役所の方でも使います。

ですから、見守りという言葉よりも、消費者安全確保地域協議会という、消費者庁が使っているこの名称をそのままダイレクトに表に出して、御本人に承諾を得ずに名簿を作成できるといった、この協議会の特徴をきちんと自治体に理解をいただいて拡大をしていかなければ、高齢者の消費者被害が拡大傾向にあり、危険な局面にありますので、消費者安全確保地域協議会、この正式名称を第一に使っていただけるとありがたいと思いました。

消費生活課 佐藤課長

確かに、市町村の方に協議会の設置を働きかける際に、やはり見守りという言葉になってしまいますと、他の部門でそういった活動をしているというイメージがあるがゆえに、「既にやっています」、「なぜ改めて必要なのですか」などという誤解を招くと、まさに御指摘のとおりのところがあるかと思えます。

市町村に働きかけをする際は、そのような誤解を招かないように、今の御指摘を踏まえた働きかけに努めていきたいと考えております。

中里会長

ありがとうございます。

ほか、御意見のある方はいらっしゃいますか。

菅野委員

初めて参加させていただきまして、いろいろと取組を拝見させていただいて、私の方が逆に勉強になりました。何点か気になる点があったのですが、38ページの、「食に関する風評払拭の取組」の「具体的な取組」、この文章の中で「取組及び圏外の消費者と県内の生産者等の交流を促進する取組」のこの「圏外」という、福島県なのか、圏外とは、どういう意味なのか、誤りなのかという確認です。

あともう一つ、個人的に子供と関わる仕事もしておりまして、気になったのが39ページ、40ページで、学校や若年者に向けた出前講座をされているということなのですが、どのような内容で取り組まれているのかが気になりました。

消費生活課 佐藤課長

まず1点目ですが、これは単純な誤りということで、訂正させていただきたいと思います。

若年者に向けた出前講座ですが、小学生から高校生まで幅広く、その年代に応じた出前講座を展開しております。消費者教育コーディネーターが今日出席しておりまして、実際にたくさんの学校を回って出前講座を実施しておりますので、状況などをお話しさせていただきたいと思います。

消費生活課 根本消費者教育コーディネーター

若年者に向けましては、小学校1年生から大学生まで、様々なニーズに応じて実施しております。小学生でニーズの多いテーマは主に三つで、お買い物を含めた基本的な契約についての学び、あとはお金の使い方、その他、今年度非常に増えているのが、情報リテラシーについてです。小学生もスマートフォンやオンラインにつながるゲーム機を持っているお子さんが非常に多く、その中で様々なトラブルが発生して、それに対して学校の方でなかなか指導が追いつかないので、何か話をしてくれないかということで、保護者も含めた形で、保護者とお子さん一緒の状態でお話をさせていただくパターンが多くあります。情報リテラシー関係は小、中学生、高校生まで、ニーズが非常に多いのが現状です。

中里会長

今の点、現場の立場から、加藤委員。県の施策に対して何か御意見あれば伺ってもよろしいですか。

加藤（広）委員

パンフレットを配布していただくのですが、子どもたちが手にとって読みたくなるようなものにしていただけると、また見やすく分かりやすくしていただけると。学校にたくさん配布物が来るのですが、右から左に流してしまうだけだと、もったいないと思いますので、授業で使えるとか、子どもが読んでみようとなるものをぜひ作っていただけるとありがたいと思います。

中里会長

ほか、オンラインも含めて御意見ございますか。

吉野委員

指標についていろいろな指摘があったかと思うのですが、私からも1点だけ意見、質問なのですが、それぞれのところに、具体的な取組と併せて指標が記載されていて、基本的にはこの課題、具体的な取組の課題解決に向かう、向かっているというのを示すものだと思うのですが、例えば、先ほど来指摘のある35ページ、地域の見守り体制の整備というところの中で、なりすまし詐欺被害件数、被害額の指標が掲げられているのですが、果たしてその体制の整備、ということの課題解決の指標になっているのかどうかというのは、疑問に思いました。

なりすまし詐欺は確かに一つの指標にはなり得るのかもしれませんが、今年、あるいは昨年の現況値より下がれば、達成できているのかということ、必ずしもそうではないと思います。

ので、指標をもう少し精査いただくのが良いのではないかと思います。

他の部分も、先ほど各委員から「どうしてこれだけ上げられるのか」とか、「もう少し具体的な数字を」という意見がありましたが、同じような指摘なのですが、そこは気になりました。

消費生活課 佐藤課長

指標に関しては、関係部局の指標などもございますので、関係部局にも照会をかけながら、改めて今御指摘いただいたところもしっかり精査をして、ここに掲げる指標として適当かどうか再度検討して、修正すべきところは修正を図っていきたいと考えております。

中里会長

まだ御意見がおありの方もいらっしゃると思うのですが、会議の時間も少し押しております。今後、直接事務局に御意見をお寄せいただける機会もあろうかと思いますので、議題としては一旦閉じさせていただきたいと思います。

議題以外にお持ちの御意見、御質問があればここで伺いしたいと思うのですが、何かございますか。

では以上で審議を終了とさせていただきたいと思います。

各委員の皆様、活発な御意見をいただきまして、また円滑な議事御審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

長時間に及び御審議、誠にありがとうございました。本日いただきました御意見、御提言を踏まえまして、消費者基本計画の策定を引き続き進めてまいります。また、本会議の終了後も、御意見等お寄せいただければと思います。

なお本日の委員の皆様の御意見を改めて計画案に反映いたしまして、年内にパブリックコメントを行い、再度、御審議の機会を設けさせていただきたいと思います。次回は2月開催を予定しております。以上で閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会午後0時5分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 7 年 12 月 17 日

議 長

中里 真



令和 7 年 12 月 10 日

署名委員

氏居 俊夫



令和 7 年 12 月 5 日

署名委員

金子 市夫

